

様式第 7 号（その 1）（第 6 条関係）

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

令和 年 月 日

竹田市長 様

請求者

電話番号 - -

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名

竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
- 3 令和 7 年 4 月 1 3 日執行 竹田市議会議員選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

|               |  |           |  |
|---------------|--|-----------|--|
| 金 融 機 関 名     |  | 本 ・ 支 店 名 |  |
| 金 融 機 関 コ ー ド |  | 支 店 コ ー ド |  |
| 預 金 種 別       |  | 口 座 番 号   |  |
| ふ り が な       |  |           |  |
| 口 座 名 義       |  |           |  |

(様式第 7 号 (その 1) 裏面)

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、竹田市に支払を請求することはできません
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。